

令和8年度相談支援従事者初任者研修（部分受講）実施要項

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するために、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図るうえで必要な地域の障害者等の意向に基づく地域生活支援を実現するために必要な医療、保健、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術とその理論を理解し、サービス管理責任者等基礎研修を受講するための基礎知識の習得を図ることを目的とする。

2 主催

香川県

3 対象者

指定障害福祉サービス事業者においてサービス管理責任者として配置しようとする者、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者又はサービス管理責任者等基礎研修を受講しようとする者で、オンラインで行う講義（eラーニング）の受講環境を各自で確保できる者。

4 定員

120人程度（申請多数の場合は、受講者の調整を行う場合がある。）

※同一法人から複数名の申請を行う場合には、優先して受講させたいものを指名すること。

5 日程及び内容

(1) 日程

開講期間：6月15日（月）午前9時～6月30日（火）午後5時

(2) 内容

1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義
 - ・相談支援（障害児者支援）の目的（1時間30分）
 - ・相談支援（障害児者支援）の基本的視点（2時間30分）
 - ・相談支援に必要な技術（1時間）
2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義
 - ・相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス（1時間30分）
 - ・相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点（1時間30分）
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（以下「障害者総合支援法等」という。）の理念・現状とサービス提供

及びその他関連する法律等に関する理解（1時間30分）

- ・障害者総合支援法等における相談支援（サービス提供）の基本（1時間30分）

6 会場

オンラインで行う講義（eラーニング）（以下「講義」という。）を視聴できる環境（インターネット通信が可能な物理的環境）を各自で整え、各自で期間内に視聴受講すること。

7 受講料

研修代 2,000円

理由のいかんによらず一旦納付された受講料は返金しない。

受講決定者には納入通知書を送付するので各自で下記の指定金融機関において指定された納期限までに納付すること。

※納付できる場所は以下のとおり。

全国の百十四銀行、みずほ銀行

香川県内の各銀行、各信用金庫、県信用組合、労働金庫、県信連及び県農協、西日本信漁連

（あおぞら銀行、ゆうちょ銀行、商工中金、三井住友信託銀行及び三菱UFJ信託銀行を除く）

※テキスト購入、eラーニング視聴に係る通信料等は自己負担とする。

※受講申請は事業所の代理入力いかんにかかわらず個人から申請であり、受講決定した際に申請者個人と県との契約にあたるため、領収書（納入時に指定金融機関から渡された納入通知書兼領収書）及び受講証明書は個人名（申請者名）での記載となる。

なお納入通知書兼領収書受講者氏名の漢字表記は香川県が使用している納入システムで利用できるものに限る。

8 受講手順

- ①事務局が受講を決定した後、受講決定通知メールもしくは受講不可決定通知メールを送付する。

受講決定者にはメールとは別に受講料納入通知書を郵送するので、納期限までに指定金融機関（7 受講料を参照）で納付すること。

- ②受講決定者は講義受講までにテキスト（令和7年1月改訂版）を各自が注文し購入すること。（注文シートは川部みどり園HPに掲載。）

※テキストは業者が受注し発送まで2週間程度かかる場合もあることから、受講

決定通知を受け取ったら早めに注文すること。

③受講料納付が確認された受講者には、講義受講情報（ID 及びパスワード）を別のメールで送付する。

④送付された情報で e ラーニングサイトへ各自でアクセスし、開講期間内に e ラーニングにおいて講義（計 1 1 時間）を視聴する

※計 1 1 時間の長い視聴時間となるため、計画的に受講すること。

※事務局が視聴時間を随時モニターをし、各受講者の視聴時間を記録する。

極端に短い視聴時間や異常に長い視聴時間等、適切に視聴していないと事務局が判断した場合には受講証明書は発行しない。

⑤講義視聴受講後、定められた様式「e-Learning 初任者研修 振り返り・評価シート（科目別）」（川部みどり園 HP に掲載）でレポート（以下「講義レポート」という。）を手書きで作成する。

講義レポートについて、事務局が不十分と判断した場合（例、「空白欄」「極端に短い記述」「不適切な内容」）があった場合は、受講できていないとして受講証明書は発行しない。

⑥作成した講義レポートは、定められた期限 7 月 7 日（消印有効）までに事務局へ郵送で提出すること。（郵送に限り受け付ける。持参等は不可とする。）

その際に受講証明書返信用封筒（A 4 サイズが入る定形外角形 2 号封筒に受講証明書送付先の住所を記載し 1 8 0 円切手を貼ったもの）を同封すること。

なお、同一事業所から複数名の講義レポートを郵送する場合、受講者 1 名につき 1 返信用封筒を同封する必要がある。

※受講証明書送付先が個人宅でない場合は必ず事業所名・建物名等を記載すること。

※障害等により手書きが難しい事情がある場合には、申請時にその旨を事務局に相談すること。

講義レポート送付先

事務局（〒761-8046 高松市川部町 418 香川県立川部みどり園 部分受講担当）

9 申請方法

電子申請（香川県 電子申請・届出サービス）にて期間内に申請を行うこと。

（郵送、FAX、メール不可）

必ず、「実施要項」、「受講申請前必読」を熟読・確認のうえ、申請すること。

申請可能期間

令和 8 年 5 月 1 日（金）午前 9 時から令和 8 年 5 月 1 4 日（木）午後 5 時まで

（締切を過ぎるといかなる理由があろうとも申請が不可能となる）

※「利用者登録」を行わなくても申請可能。登録をしない方がスムーズとなる。

※申請完了後は申請完了通知が、申請したメールアドレスに自動的に送信される。

通知が届かない場合は必ず事務局まで連絡すること。

電子申請するページへは次の方法のいずれでもアクセス可能。

○香川県電子申請届出システムへ直接アクセスして申請する

「香川県 電子申請」で検索し、手続き一覧から「令和8年度相談支援従事者初任者研修（部分受講）」を検索し、そこから申請。

○川部みどり園ホームページを経由して申請する

香川県 > 目的から探す > 組織部署 > 健康福祉部 川部みどり園 > 福祉関係研修等事業 > 令和8年度相談支援従事者初任者研修部分受講情報

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorien/jigyo/r8bubun.html>

※上記URL「令和8年度相談支援従事者初任者研修部分受講情報」にある申請用URL、QRコードから電子申請の本研修申請ページへ移動し、そこから申請。

10 受講証明書の交付

受講証明書は次の要件をすべて満たしたものに対して交付する。

- ①講義視聴サイトに記録された視聴時間が適切であると事務局が判断したもの
- ②定められた期限（当日消印有効）までに講義レポートを当園までに郵送したもの
- ③提出した講義レポートに空白や極端に短い記載がなく、記載された内容が適切であると事務局が判断したもの
- ④指定した返信用封筒に宛名を記載し切手を添付したものを定められた期限（当日消印有効）までに当園に届けたもの

※受講証明書の証明日は講義レポート提出の定められた期限である令和8年7月7日とする。

※受講証明書が実際に手元に届くのは、7月下旬となることを予め理解し承知した上で申請すること。

※他県でサービス管理責任者等基礎研修受講や、サービス管理責任者・児童発達管理責任者として指定権者に登録する際に、「受講証明書」の提出を求められる場合があるので、交付した受講証明書は各自で厳重に保管すること。

※他県でサービス管理責任者等基礎研修を受講する場合、受講証明書の提出を求められることがあるが、個別の事情で受講証明書を早めに交付することはない。

上記の日程では他県開催のサービス管理責任者等基礎研修申請に間に合わない場合があることを理解して承知の上で申請すること。なお当県でサービス管理責任者等基礎研修申請をする場合には、受講証明書の提出は不要である。

11 留意事項

申請者及び受講決定者、受講証明書交付者の情報について、香川県内自治体の障害福

社担当部署と情報共有するため、予め了承した上で申請すること。

12 受講の決定

受講可否決定は香川県立川部みどり園が行い、5月22日（金）までに申請者宛に電子メールで通知する。

13 問い合わせ先

香川県立川部みどり園 地域生活支援課 研修担当

〒761-8046 高松市川部町418

TEL 087-885-8600